

ユニバーサル社会基本法の制定に向けて — 元気な日本を創ろう —

今、「日本の将来が心配だ」「今の日本人は元気がない」、そんなふうに感じている人が多いのではないのでしょうか。格差問題や少子化問題、ストレスフルな職場、家族や地域の絆の弱体化など今の日本は問題が山積しています。さまざまな国際ランキングでも日本の地位が低下しています。

日本が元気になるためには地域や職場が元気になることが必要です。地域や職場が元気になるためには、それを構成する一人一人が元気になることが必要です。

人が元気になるためには、自信と誇りを持って暮らすことが必要です。年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、だれもがその個性や能力を社会で認められ、その個性や能力を生かして生き生きと暮らすことができることが重要です。また、その異なる個性や能力を持つ者が互いに助け合い共に力を合わせることで誰もが暮らしやすく、またしなやかで強い地域や職場を作り出すことが可能となります。

こうした課題にかかわるわが国の法制としては、男女、障害、高齢など各分野ごとの基本法がありますが、トータルな法制はありません。すべての人が多様な個性や能力を生かし、相互に理解し合い、共に助け合い、だれもが住みよく暮らしやすい真の意味で強くやさしい社会を我々は「ユニバーサル社会」と呼びたいと思います。わが国の少子高齢化は今後ますます加速することが見込まれています。「ユニバーサル社会」の形成を加速し、すべての人が生き生きと力を発揮できる環境を整えることはわが国の喫緊の課題です。

人は、だれもが年をとります。障害を持つ可能性、心を病む可能性を持っています。この問題は、すべての人にとって「他人事」ではなく、今の自分、将来の自分、そして自分の子どもたちの住みやすい社会づくりの問題なのです。

以上のことから、次のことをめざして、その推進力となる「ユニバーサル社会基本法」を早急に制定することを提案します。

- 国民一人ひとりが、その個性や能力を生かして活躍できる環境を整備することにより個人を元気にしよう
- 個性や能力の違う個人が互いに助け合うことにより生きやすい、暮らしやすい環境を生み出し、地域や職場を元気にしよう
- 個人と地域や職場が元気になることにより日本を元気にしよう

ユニバーサル社会基本法（仮称）要綱（案）

第1 目的

この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らしていくことができる社会を実現するためには、障害の有無、性別、年齢、家族的責任の有無等にかかわらずすべての人がその個性、能力等を十分に活かすことができ、かつ、自信と誇りを持つことができる活力に満ちた社会（以下「ユニバーサル社会」という。）を形成していくことが緊要な課題となっていることにかんがみ、ユニバーサル社会の形成について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ユニバーサル社会の形成を総合的に推進することを目的とすること。

第2 基本理念

1. ユニバーサル社会の形成は、個人の尊厳が重んじられ、障害の有無、性別、年齢、家族的責任の有無等にかかわらずすべての人がその個性、能力等を発揮して社会のあらゆる分野の活動に参画することができるようにするとともに、それらの異なる個性、能力等を持った者が相互に理解し協力し合うことを通じて、誰もが暮らしやすく愛着を持つことができる地域づくり、職域づくり等を進めることにより、行われなければならないこと。
2. ユニバーサル社会の形成の促進に関する施策は、国民の自主性の尊重、国民の主体的な取組の支援及び補完、国民がその個性、能力等の育むことができ、かつ、それらが正当に評価される環境の整備、国民がその個性、能力等を発揮できる機会の提供、国民の相互理解、共助及び協働の促進等を基本として、講じられなければならないこと。
3. ユニバーサル社会の形成の促進に当たっては、国民の多様な意見が広くかつ適切に反映されるよう十分配慮されなければならないこと。

第3 責務

1. 国は、第2の基本理念にのっとり、ユニバーサル社会の形成の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。
2. 地方公共団体は、第2の基本理念にのっとり、ユニバーサル社会の形成の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

第4 法制上の措置等

1. 政府は、ユニバーサル社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な関係法令の制定又は改正を含む法制上の措置、財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。
2. 政府は、ユニバーサル社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、ユニバーサル社会の形成に配慮しなければならないこと。

第5 基本方針等

1. 政府は、ユニバーサル社会の形成の促進に関する施策を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定める基本方針を策定しなければならないこと。
2. 内閣総理大臣は、基本方針について閣議決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこと。
3. 政府は、基本方針に基づき、定期的にユニバーサル社会の形成の状況、その促進に関し講じた施策の成果等について調査を行い、その結果を公表しなければならないこと。

第6 基本的施策

1. 国民の自発的な取組の支援
国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の形成に寄与した者等の顕彰制度の整備、ユニバーサル社会の形成の自発的な取組等に関する情報の提供等ユニバーサル社会の形成に関する国民の自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 啓発及び教育
 - (1) 国及び地方公共団体は、性、年齢、障害等の特性に関する国民の認識を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、ユニバーサル社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。
 - (2) 国及び地方公共団体は、公務、医療、福祉、教育、公共交通等に関する業務を行う行政機関及び民間団体並びにこれに従事する者について、ユニバーサル社会の形成に関する理解を深め、及び専門性を高めるため、情報の提供、研修等必要な措置を講ずるものとする。
3. 技術開発等の促進、調査研究等

- (1) 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の形成に資する調査研究及び技術開発の促進並びにその成果の普及、人材の養成等のために必要な措置を講ずるものとする。
 - (2) 国は、ユニバーサル社会の形成を促進するための効果的な手法等に関する調査研究その他ユニバーサル社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。
4. 地域における活動及び民間の団体の活動に対する支援
- 国及び地方公共団体は、地域の住民、特定非営利活動法人、事業者その他の民間の団体等がユニバーサル社会の形成に関して行う活動を支援するため必要な措置を講ずるものとする。
5. 国際的協調のための措置
- 国は、ユニバーサル社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第7 ユニバーサル社会形成促進会議

1. 内閣府に、ユニバーサル社会の形成の促進に関する重要事項の審議及び施策の実施の推進についてつかさどるユニバーサル社会形成促進会議を置くこと。
2. ユニバーサル社会形成促進会議は、内閣総理大臣を会長とし、国務大臣及びユニバーサル社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって委員に充てること。

第8 その他

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。